

さあ、二学期!

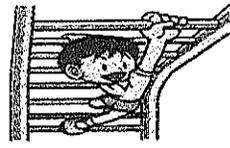
働きがいのある職場に!

いよいよ二学期が始まりました。夏休みはゆっくりできましたか。また、長期休業という利点を生かし、「研究・修養」し、教師としての力量を高め、見識を広めることができたでしょうか。

完全学校週五日制の実施、新教育課程の全面実施で、一学期は本当に慌ただしく、忙しく毎日でした。夏休みもいわゆる「研修」取得をめぐる様々な攻

撃がかけられ、無用な出勤日が増え、私たち教師の自由とゆとりが奪われる事態が見られました。

こうした状況をはね返し、働きやすい職場・働きがいのある学校を作っていくために、市教組はこの秋、大いに運動を展開し、みなさんの要求実現のために奮闘します。



さいたま市教組情宣

さいたま市
教職員組合
(埼教組)

TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail
saisikyouso@mx2.
et.tiki.ne.jp

2002.9.5(木)
No. 10

平均年収で二・三% (十五万円)のマイナス!

四年連続年収大幅減!

人事院は、八月八日、国家公務員給与等に関する、本年四月から平均二・〇三% (七十七〇円) 引き下げの勧告を行いました。

しかも、「不利益の不遡及」という法の原則を踏み

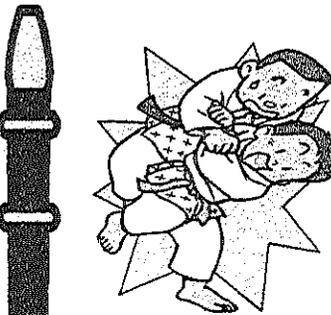
断じて認められない!

今回の勧告は、本俸マイナスイメージであるだけでなく、諸手当の削減、四年連続となる一時金の〇・〇五月前

にじつて「賃金引き下げ」を四月に遡って適用するという不当なものとなっています。

減など、大幅な年収ダウンをもたらす、生活水準の切り下げを強いるものとなっています。

人事院が労働基本権剥奪の「代償措置」の機能を放棄するもので、断じて認められないものです。



生活破壊阻止、まともな人事委員会勧告を求めて職場から大きな声を! 埼教組も加わる地公労共闘会議は、八月下旬に県人事委員会に宛てて、国に追随するのではなく、県職員・教職員の生活改善につながる勧告を出すよう要求書を提出し、県賃金確定のたたかいを進めています。各職場での学習、要求署名にご協力下さい。

教室 冷房

公立小中校!

全教(青年部)の全国調査・要求実現

二〇〇三年度から十年計画で

文科省は、原則として全公立小中学校の普通教室を冷房化する方針を決めました。〇三年度からの十年計画で、来年度概算要求に空調設備の整備費百億円を盛り込みました。

これまでは、職員室や音楽室、コンピュータ教室などだけが冷房化の対象とされてきました。

粘り強い要求と運動が行政を動かす!

ふつう教室の冷房化は、全日本教職員組合(全教)が青年部を中心に、夏場の教室温度の実態調査も行い、要望してきたもの

蒸し暑い教室 公立も解消へ



「がまん限界」設置進む都内

東京都教育委員会が、今年度から都内各小中学校の普通教室に空調設備の設置を進め、蒸し暑い教室を解消する方針を示している。今年度は、都内各小中学校の普通教室に空調設備の設置を進め、蒸し暑い教室を解消する方針を示している。

エアコン 小中高30万教室に整備方針

文科省が、今年度から公立小中学校の普通教室に空調設備の設置を進め、蒸し暑い教室を解消する方針を示している。

文科省が、今年度から公立小中学校の普通教室に空調設備の設置を進め、蒸し暑い教室を解消する方針を示している。

02.8.26 朝日新聞より

三十人学級を実現するさいたま市民の会
発足集会のお知らせ
日時 九月八日(日) 一時半～四時
場所 さいたま市民会館おみやげ3F
内容 講演 斎藤晴雄氏
「学校は、今どうなっているか」、他

「5日制」は花

実践講座 ②



学校が五日制になって、行事が縮小されたり、「〇〇のつどい」といったあそびの側面の強い取り組みが軽視されがちになってはいないでしょうか。しかし、学校が「授業」だけになってしまつと、それは味気ない世界です。昔から「よく学び、よくあそべ」と言われてきました。子どもたちの世界でのあそびは必要不可欠なものなのです。これは何も子どもに限ったことではない真理だと思えますが。

子どもたちにとって、「勉強は仕事であそびは文化だ」とヨーロッパでは言われているようです。仕事は生活の糧をつくるもの。文化は生活に潤いを与えるもの。ところが今は学校教育の中で、あそびは不当に低い評価が与えられてきました。しかし、あそびは知力を養い、人間関係を豊かに発展させる上で現代の子どもたちにとって重視すべき分野だといえるでしょう。あそびは行事、スポーツ、レク、交流を含み子どもたちの生活の土台を作っていくのです。

五日制施行初年度にあたる本年は、あそびの持つ教育力に注目し、子どもたちに豊かな学校生活を保障してあげようではありませんか。

(中川晋輔 大久保中学校教諭 つつく)

人事院勧告の主要内容

I. 給与関係

1. 公民格差

△7,770円 △2.03% (現行給与382,866円 平均年齢40.9歳)
(俸給△6,427円 扶養手当△618円 はね返り分△412円 特例一時金(廃止)△313円)

2. 本俸 平均引き下げ率 △2.0%

級ごとに同率の引き下げを基本に、初任給付近は緩和、管理職層は平均をやや超

3. 一時金(期末・勤勉手当)

- ①年間支給月数：現行4.7月を0.05月分削減し、4.65月に(3月期末手当で削減)
- ②民間の支給回数に合わせ、3月期の手当を廃止、6・12月期に配分
- ③期末手当と勤勉手当の割合を改定(2003年度から)

		【6月期】	【12月期】	【3月期】
2002年度	期末	1.45月	1.85月(現1.55月)	0.2月(現0.55月)
	勤勉	0.6月	0.55月	—
2003年度	期末	1.55月	1.7月	廃止
	勤勉	0.7月	0.7月	—

4. 扶養手当

配偶者：削減(16000円→14000円)
子のうち第3子以降：増額(3000円→5000円)

5. その他

- ◇地域における公務員給与のあり方：地域ごとの民間給与の反映
- ◇公務員給与制度の基本的見直し：能力・実績等が十分反映される給与制度の構築
- ◇実績を上げた職員に対する特別昇給、勤勉手当の活用

II 公務員制度改革に関する報告

- ◇国民全体の奉仕者としての公務員の確保・育成
- ◇能力・実績主義を重視した給与制度と新たな人事評価制度の導入
- ◇フレックスタイム制、短時間勤務制、など多様な勤務形態の導入検討、非常勤職の制度整備等

III 実施時期

「改正」給与施行日から(支給済み月の削減は、12月の期末手当で所要の調整)